

八幡平市の高齢者支援 (八幡平市地域包括支援センターの事業)

八幡平市は、高齢者の皆さんが安心して生活することができるよう、さまざまな支援に取り組んでいます。

健康福祉課

高齢者のための総合相談

八幡平市地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんやご家族が抱える介護、認知症、財産管理、高齢者虐待などの悩みごとや困りごとに関する相談に応じています。来所や電話相談のほか、訪問での相談もできます。センターと同じ役割を持ち、地域に根差した地域包括支援センターブランチでも相談に応じています。

【対象】

市内に住む65歳以上の方やそのご家族、関係者、地域住民など

【相談窓口】

八幡平市地域包括支援センター：市役所健康福祉課内
西根ブランチ：特別養護老人ホームむらさき苑内（田頭24-36）
松尾ブランチ：東八幡平病院内（柏台2丁目8-2）
りんどう苑ブランチ：特別養護老人ホームりんどう苑内（丑山口27-5）

介護予防事業

- ◇ 1 高齢者健康教室
- ◇ 2-1 シルバーリハビリ体操指導者養成普及事業
- ◇ 2-2 シルバーリハビリ体操を行う通いの場
- ◇ 3 リハビリ強化型運動教室（通称「ココトレ！運動教室」）
- ◇ 4 介護予防教室（通称「いきいき！カレッジ」）
- ◇ 5 市内リハビリテーション専門職による協力
- ◇ 6 介護予防教室（団体向けの講話等）
- ◇ 7 介護支援ボランティアポイントモデル事業
- ◇ 8 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇ 1 高齢者健康教室

市内3か所の温泉施設を活用して、健康状態の維持・向上、また、他者との交流や活動による心身機能の維持・向上を図ることで、自立した生活を送ることができるよう健康教室を開催しています。



【対象】

65歳以上の市民で、継続して参加が見込める方

【開催場所】

岩手山焼走り国際交流村、七時雨憩の湯、綿帽子温泉館あずみの湯

【内容】

- 体操、ヨガ、グラウンドゴルフ、フラダンス、民謡踊りなど
- リハビリテーション専門職による運動指導を年3回実施しています。
また、体力測定後の結果返却・個別指導を年1回実施しています。

※参加費無料（別途昼食代・入浴料がかかります）、温泉施設のバスで送迎も行っています。

◇ 2-1 シルバーリハビリ体操指導者養成普及事業

介護予防の拠点として、住民に身近な場所に通いの場を作ることに取り組んでいます。そこでは、介護予防に効果があると言われてしているシルバーリハビリ体操を行っています。市では、体操を指導する指導者を養成するための講習会を開催しています。

【指導者養成講習会の受講対象】

市内に住所を有し、かつ、居住している常勤の職業を持たない概ね50歳以上の方であり、地域活動に参加する熱意と意欲を有する方

【講習内容】

- シルバーリハビリ体操の実技（椅子、起立、床での体操など全部で92種類）
- 解剖運動学の講義（関節の運動、筋肉、骨、神経の名前と働き）



◇ 2-2 シルバーリハビリ体操を行う通いの場

シルリハ八幡平※の皆さんと一緒に、週1回シルバーリハビリ体操を行う通いの場の立ち上げに取り組んでいます。

【通いの場への参加対象】

市内に住所を有する65歳以上の方
(参加費無料、申込み不要)

【内 容】

- シルバーリハビリ体操
- 年1回体力測定・結果返却

※シルリハ八幡平とはシルバーリハビリ体操指導者の講習を修了し、指導者と認定された市民の皆さんで構成されるグループです。

【R5.5月現在、活動を行っている通いの場】

団体名	実施場所	実施日時
シルリハやがみ	田山コミュニティセンター	毎週木曜日 13時半～14時半
シルリハあらや	荒屋コミュニティセンター	毎週火曜日 10時～11時
シルリハ浅沢 元気会	浅沢コミュニティセンター	毎週金曜日 13時半～14時半
シルリハてらだ	寺田コミュニティセンター	毎週金曜日 14時～15時
シルリハまつお	松尾コミュニティセンター	毎週水曜日 10時～11時
柏台健康教室	柏台地区センター	毎週木曜日 10時～11時

◇ 3 リハビリ強化型運動教室（通称「ココトレ！運動教室」）

専門職が対象者の課題や目標を明確化し、短期間で集中的に介護予防プログラムを実施することで生活機能の改善を図ります。

【対 象】

65歳以上で要介護認定は受けておらず日常生活は自立しているものの生活機能低下がみられる方

【内 容】

- リハビリテーション専門職による筋力・バランストレーニング、ストレッチ
- 管理栄養士等による栄養や口腔の健康の話
- 自宅でできる運動の紹介、個別に自宅運動課題を設定して実施していただき、専門職によるフィードバックを行います。



◇ 4 介護予防教室（通称「いきいき！カレッジ」）

地域において自立した自分らしい生活が送れるよう、介護予防に取り組むための動機付けや知識の普及啓発を図ることを目的として、介護予防教室を開催しています。

【対 象】

安代地区に住所を有する※65歳以上の方

※リハビリ強化型運動教室は、市内全域を対象としていましたが、会場から距離のある安代地区の参加者がいなかったことから、安代地区でも介護予防教室を開催することとしました。

【内 容】

- フレイル※予防に関する講話・セルフチェック、専門職による口腔・嚥下機能、栄養、運動器、認知症に関する講話や体操など

※フレイルとは、加齢に伴い心身の機能が低下した「虚弱」を意味する言葉で、「健康」と「要介護」の中間の状態をいいます。適切な支援を受けることで、健康な状態に戻ることができる時期とされています。

◇5 市内リハビリテーション専門職による協力

市の一般介護予防事業では、リハビリテーション専門職の協力をいただき、専門性を活かした事業展開を行っています。

【リハビリテーション専門職が関与している事業】

- 高齢者健康教室、シルバーリハビリ体操指導者養成普及事業、リハビリ強化型運動教室、介護予防教室（いきいき！カレッジ）

【内 容】

- 運動指導や体力測定の結果返却・個別指導
- 教室での講話、体操の実施
- シルバーリハビリ体操者養成講習会での講師、1級指導者のフォロー
- シルバーリハビリ体操指導者へのフォローアップ（定例会への参加、体操指導への助言など）



◇ 6 介護予防教室（団体向けの講話等）

介護予防に取り組むための動機付けや知識の普及啓発を図ることを目的として、サロンや老人クラブ等、団体からの依頼を受け、介護予防に関する健康教室を開催しています。

【対象】

市内に住所を有する概ね65歳以上の方で
構成される団体



【内容】

- 講話（フレイル※、低栄養、認知症、口の健康、介護保険等）、体操、脳トレ、
血圧測定等

※フレイルとは、加齢に伴い心身の機能が低下した「虚弱」を意味する言葉で、「健康」と「要介護」の中間の状態をいいます。適切な支援を受けることで、健康な状態に戻ることができる時期とされています。

◇7 介護支援ボランティアポイントモデル事業

高齢者の社会参加による介護予防を目的として、65歳以上の方がボランティア活動を行った際にポイントを付与し、貯めたポイントを市内共通商品券に交換できる事業です。

【対 象】

市内に住所を有する盛岡北部行政事務組合第1号被保険者

【活動内容】

- 市内介護保険施設等での活動（レク活動等の手伝い、花壇等の手入れなど）
- 在宅の独居高齢者等宅での活動（ゴミ出し、傾聴など）
- 介護予防サポーター、認知症サポーターボランティアの活動
（シルバーリハビリ体操の指導、認知症支援の活動など）

【活動方法】

ボランティア研修受講後、ボランティア登録するとポイント手帳を交付します。活動の都度、手帳にポイントを付与してもらい、交換時期に八幡平市商工会にて商品券と交換できます。

◇ 8 介護予防支援、介護予防ケアマネジメント

高齢者が要介護状態になること、またその悪化を防ぎ、可能な限り在宅で自立した生活を継続するために、包括的かつ効率的に介護予防サービスを受けられるよう専門的な視点から援助を行います。

【対象】

市内に住所を有する

○要支援1・2の認定を受けている方 又は

○基本チェックリスト※により、「事業対象者」と判定された方

※基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための、25項目からなる質問票です。

【内容】

地域包括支援センター又は委託を受けた指定居宅介護支援事業所が介護予防ケアプランの作成を行い、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。

権利擁護

- ◇ 1 八幡平市成年後見センター
- ◇ 2 盛岡北部成年後見ネットワーク事業
- ◇ 3 成年後見制度利用支援事業

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇ 1 八幡平市成年後見センター

成年後見センターでは判断能力が十分でなくなっても、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の利用等のご相談をお受けしています。

※成年後見制度の対象

市内に住所を有する認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいにより、判断能力が十分でない方

【相談の対象】

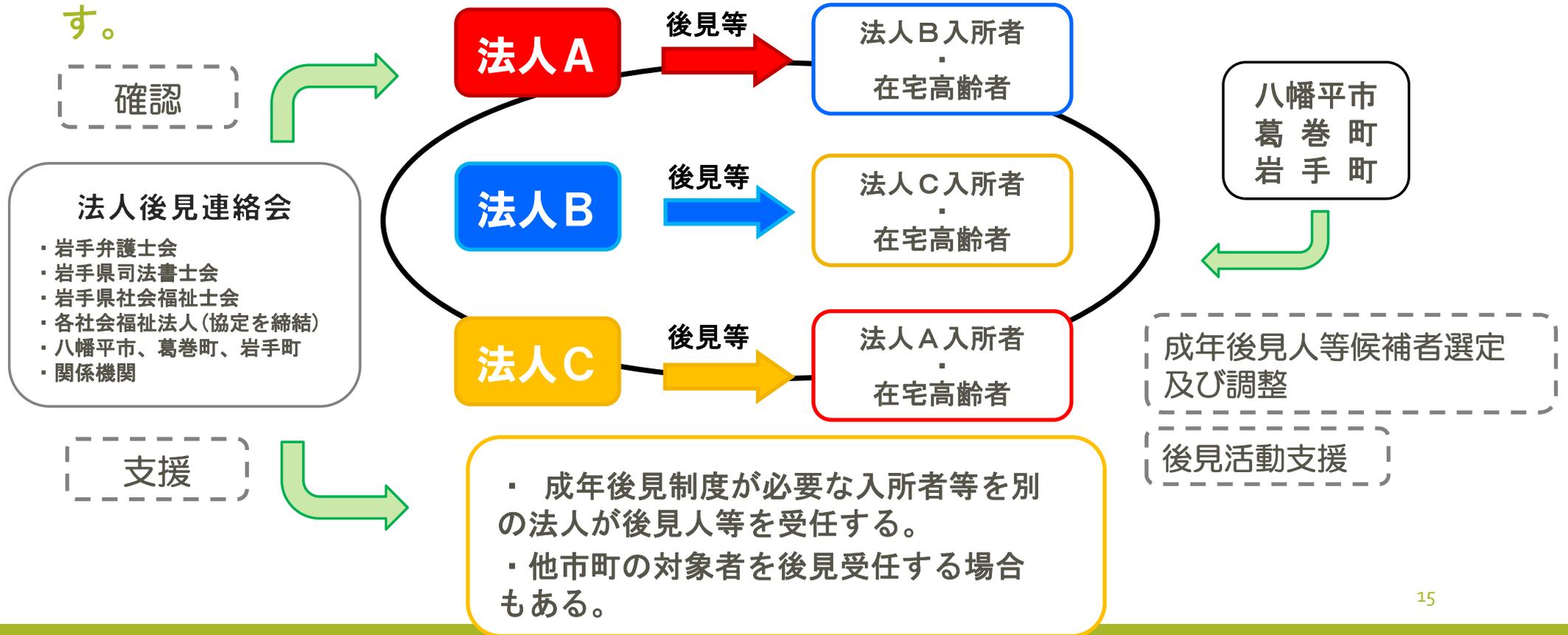
成年後見制度が必要と思われるご本人やご家族、支援者、後見人など

【内 容】

- 成年後見制度に関する相談受付
- 成年後見制度に関する普及啓発
- 成年後見制度の利用促進（本人・親族申立て支援、法人後見受任促進）
- 成年後見人等の支援（後見人からの相談対応、法人後見連絡会開催）
- 地域連携ネットワークの構築（権利擁護が必要な方を発見し、適切な支援に繋げるため、関係者との地域連携を図ります）

◇ 2 盛岡北部成年後見ネットワーク事業

当市では、成年後見制度を身近に感じ、誰もが制度をご利用いただけるよう、市内・岩手町内・葛巻町内にある社会福祉法人のご協力をいただき、各社会福祉法人が成年後見人等となって権利擁護活動を行えるよう法人後見受任体制を整備しています。



◇ 3 成年後見制度利用支援事業

低所得の被後見人等の支援をしている成年後見人へ報酬の助成を行います。

【対 象】

市内に住所又は居所がある被後見人等を支援している成年後見人

【内 容】

収入や財産が少ないこと等により、成年後見人への報酬の支払いを行うことが難しい被後見人の成年後見人へ報酬の助成を行います。成年後見人へ報酬の助成を行うことにより、成年後見人の安定的な確保につながります。

認知症関連事業

- ◇ 1 認知症カフェ事業
- ◇ 2 認知症サポーター養成講座
- ◇ 3 認知症初期集中支援推進事業
- ◇ 4 盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステム
- ◇ 5 認知症高齢者等見守り推進事業
- ◇ 6 認知症に関する普及啓発

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇ 1 認知症カフェ事業

認知症について情報収集、相談、交流ができる場です。

【対象】

認知症の人ご本人、ご家族、認知症に関心のある方

【内容】

認知症についての講話や著書の紹介、参加者同士の交流や意見交換を行うことが出来るカフェを開催しています。物忘れが心配、認知症のことを知りたい、介護の相談をしたい、外出する機会が少なく交流を楽しみたいなど、どのような方でも参加できます。

【開催場所】

西根地区・・・特別養護老人ホームむらさき苑

松尾地区・・・東八幡平病院

安代地区（荒沢地区）・・・ふれあいセンター安代

安代地区（田山地区）・・・グループホームやがみ

※地区ごとに開催日時を定めています。

◇ 2 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し認知症の方を温かく見守る認知症サポーターを養成します。

【対 象】

職場や地域のサロン、老人クラブ、子供会などの団体

【内 容】

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を見守る応援者です。講座では、認知症についての基礎的な知識や対応方法を学びます。講座を受講すればだれでも認知症サポーターになることができます。認知症サポーターになった後は、地域での見守りやちょっとした手助けなど、その人の日常生活の中でできる範囲で活動します。講座を希望される場合、地域包括支援センターにお申込み下さい。

◇ 3 認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム運営事業）

認知症の方（疑いの方含む）の困りごとについてお話を伺い、必要な支援やサービスへ繋げるためのお手伝いをします。

【対 象】

40歳以上で、自宅で生活しており、認知症の症状などでお困りの方

【内 容】

認知症の方（その疑いのある方）や、そのご家族を、国家資格を有する医療職や福祉職が訪問し、認知症についての困りごとや心配ごとなどについてお話を伺います。

その上で、認知症専門医の指導のもと、ご本人やご家族の状況に合わせた、医療や介護サービスに繋げるための支援やご家族の介護負担軽減等の支援（おおむね6ヶ月間）を行います。

※ 市では（一財）みちのく愛隣協会 東八幡平病院へ委託し、事業を行っております。

◇ 4 盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステム

「ひとり歩き」（徘徊）のある認知症の方を、早期発見・保護するための連携ネットワークです。

【対象】

認知症（または疑いも含む）による「ひとり歩き」（徘徊）行動が見られる方

【内容】

ご本人の氏名、住所、外見などの特徴等を事前に登録することにより、万が一、行方が分からなくなった時に、本人の情報を関係機関へ即座に伝えることができ、早期発見・保護に役立てることができる仕組みです。登録をした方には市町村名と登録番号のついたステッカーを配布します。このステッカーにより、自分の名前や住所を伝えることができない方でも本人確認をすることができます。

【受付窓口】

- ・ 岩手警察署 生活安全課
- ・ 八幡平市地域包括支援センター

◇ 5 認知症高齢者等見守り推進事業

「ひとり歩き」（徘徊）のある認知症の方を早期発見・保護するため、位置情報端末機を購入する場合に係る経費の一部を補助します。

【対象】

シルバーケアSOSネットワークシステムに登録をしている認知症高齢者等の介護者

【内容】

ひとり歩き行動が認められる認知症高齢者等の介護者が、GPS（全地球測位システム）等を利用した位置情報端末機を購入する場合に係る経費の一部を補助します。

【助成金額】

上限18,500円（認知症高齢者等1人につき1回限り。）

【受付窓口】

八幡平市地域包括支援センター

◇ 6 認知症に関する普及啓発

認知症について、市民の皆様への情報発信に努めます。

【内 容】

- ・ 図書館での認知症コーナー常設、11月の認知症特集展示
- ・ 世界アルツハイマー月間（9月）におけるキャンペーンでのグッズやチラシ配布
- ・ コミセン祭りでのリーフレットや展示物の紹介
- ・ 声かけ練習会（徘徊模擬訓練）※

※認知症の方がひとり歩き（徘徊）している場面を想定し、声かけの方法、対応の仕方などを体験を通して学ぶことを目的としたもの

八幡平市の高齢者支援 (高齢者生活援助サービス等) (敬老事業)

- 高齢者在宅サービス
- 高齢者住まい支援
- 敬老事業

健康福祉課

高齢者在宅サービス

- ◇ 1 高齢者等緊急通報体制整備事業
- ◇ 2 配食見守りサービス事業
- ◇ 3 高齢者日常生活用具給付事業
- ◇ 4 在宅要介護者等紙おむつ給付事業
- ◇ 5 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
- ◇ 6 高齢者等温泉館入浴利用証
- ◇ 7 訪問理美容サービス事業

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇ 1 高齢者等緊急通報体制整備事業

身体虚弱なひとり暮らし高齢者等に対して、急病や災害などの緊急時に連絡できる緊急連絡用機器を貸与します。

【対象者】

身体虚弱、疾病等のために、継続して安否確認をする必要があると認められた、65歳以上のひとり暮らし高齢者及び身体障がい者(1・2級)の方で、市民税の所得割が非課税の方

【利用料金】

無料



緊急通報装置

◇ 2 配食見守りサービス事業

ひとり暮らし高齢者等に対して、栄養のバランスがとれた弁当を提供し、併せて安否確認を実施します。

【対象者】

継続的に見守りが必要と認められる、65歳以上の高齢者世帯及び身体障がい者で調理の困難な方

【利用料金】

1食 371円（税抜）

週3回まで利用可能



配食される弁当のイメージ

◇ 3 高齢者日常生活用具給付事業

ひとり暮らし高齢者に対して、自動消火器や電磁調理器の給付を行い、日常生活の支援を図ります。

【対象者】

防火等に配慮が必要な65歳以上のひとり暮らし高齢者の方で、市民税の所得割が非課税の方

【給付用具】

自動消火器、電磁調理器

【利用料金】

無料



自動消火器のイメージ

◇ 4 在宅要介護者等紙おむつ給付事業

在宅で、紙おむつを必要とする要介護者等の保健衛生の増進と経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ給付券を交付します。

【対象者】

常時、紙おむつを使用しており、在宅の要介護2～5または身体障がい者1、2級（下肢または体幹）の方であって、市民税非課税若しくは均等割のみの課税世帯の方

【給付回数】

月1回

【利用料金】

無料



◇ 5 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

寝たきり高齢者等が使用する寝具を預かり、寝具の洗濯、乾燥、消毒を行います。

【対象者】

重度身体障がい等により、日常生活の全てに介助が必要である寝たきりの方

【対象物】

掛・敷布団など（1回あたり4点まで）

【給付回数】

年2回まで

【利用料金】

無料



寝具類のイメージ

◇ 6 高齢者等温泉館入浴利用証

市内の高齢者等が、温泉の利用等により健康でいきいきとした生活を送り、できる限り介護が必要な状態にならないよう、対象者に入浴利用証を発行し、支援します。

【割引対象者】

市内に住所を有する65歳以上の方及び障がい者の方

【対象施設】

七時雨憩の湯、なかやま温泉館

綿帽子温泉館、八幡平温泉館森乃湯

【利用料金】

入浴利用証を掲示により200円
(通常600円)



◇ 7 訪問理美容サービス事業

寝たきり高齢者や重度障がい者に対して、登録した市内理美容院が居宅を訪問して理美容サービスを実施し、清潔で衛生的な生活を支援します。

【対象者】

おおむね65歳以上の要介護認定を受けている方、または、重度身体障がい者で、理美容院に出向いて利用することが困難な方

【回数】

年4回まで

【利用料金】

無料



高齢者住まい支援

- ◇ 1 生活支援ハウス（居住部門）の運営
- ◇ 2 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇ 1 生活支援ハウス運営事業（居住部門）

主に居住部屋（利用定員おおむね10名（20名を限度））を提供する施設です。

【対象者】

おおむね60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方、または、家族による援助を受けることが困難な方で、独立して生活することに不安のある高齢者

【居住棟利用料金】

無料0円～50,000円（月額）

※ 所得により段階的に負担

【居住棟の利用期間】

原則として6ヵ月以内



生活支援ハウス

◇ 2 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

要介護高齢者等の日常生活動作の向上を図るため、住宅の改善に要する経費に補助します。

【対象者】

要支援・要介護認定者、または、身体障がい者1級から3級の方で、所得制限額を超えない方

【対象物】

トイレ、浴室等

【助成額】

改修に要する費用の一部を補助
助成額上限40万円



敬老事業

- ◇ 1 地域敬老事業費補助金
- ◇ 2 敬老者特別記念品贈呈
- ◇ 3 長寿祝い金

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇ 1 地域敬老事業費補助金

長寿を祝い、地域住民の敬老意識や高齢者の生きがいを高めることを目的とした事業を実施する地域団体に対して、敬老事業に要する経費の一部を補助します。

【補助対象事業】

- ・ 敬老祝い品贈呈事業（1人当たり500円）
長寿を祝福するために高齢者に祝い品等を贈呈する事業
- ・ 敬老つどい事業（1人当たり2,000円）
長寿を祝福する催し、または、高齢者の生きがいを高めるために高齢者及び地域住民が集う事業

【敬老つどい事業の補助対象団体】

- ・ 自治会
- ・ 複数の自治会で組織した連合体
- ・ 地域振興協議会

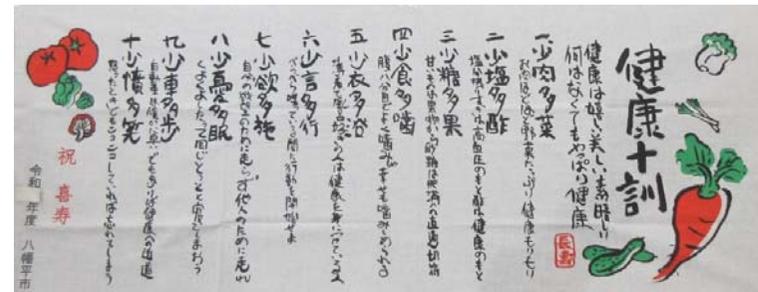
◇ 2 敬老者特別記念品贈呈

喜寿（77歳）及び米寿（88歳）を年度内に迎えられる敬老者に、特別記念品を贈呈しています。

【喜寿（77歳）特別記念品】

- ・市共通商品券
- ・手ぬぐい

令和4年度の実績は212名となっております。



手ぬぐい（77歳用）

【米寿（88歳）特別記念品】

- ・安比塗拭き漆箸
- ・手ぬぐい

令和4年度の実績は279名となっております。



安比塗拭き漆箸

◇ 3 長寿祝い金

多年にわたり社会の発展向上に貢献された老人に対し、長寿祝金を贈り、敬老精神を高めることにより、老人の福祉を図っています。

【対象者】

満100歳に達する日において、その日まで引き続き10年以上、本市に住民登録している者

【祝い金】

市共通商品券（3万円）

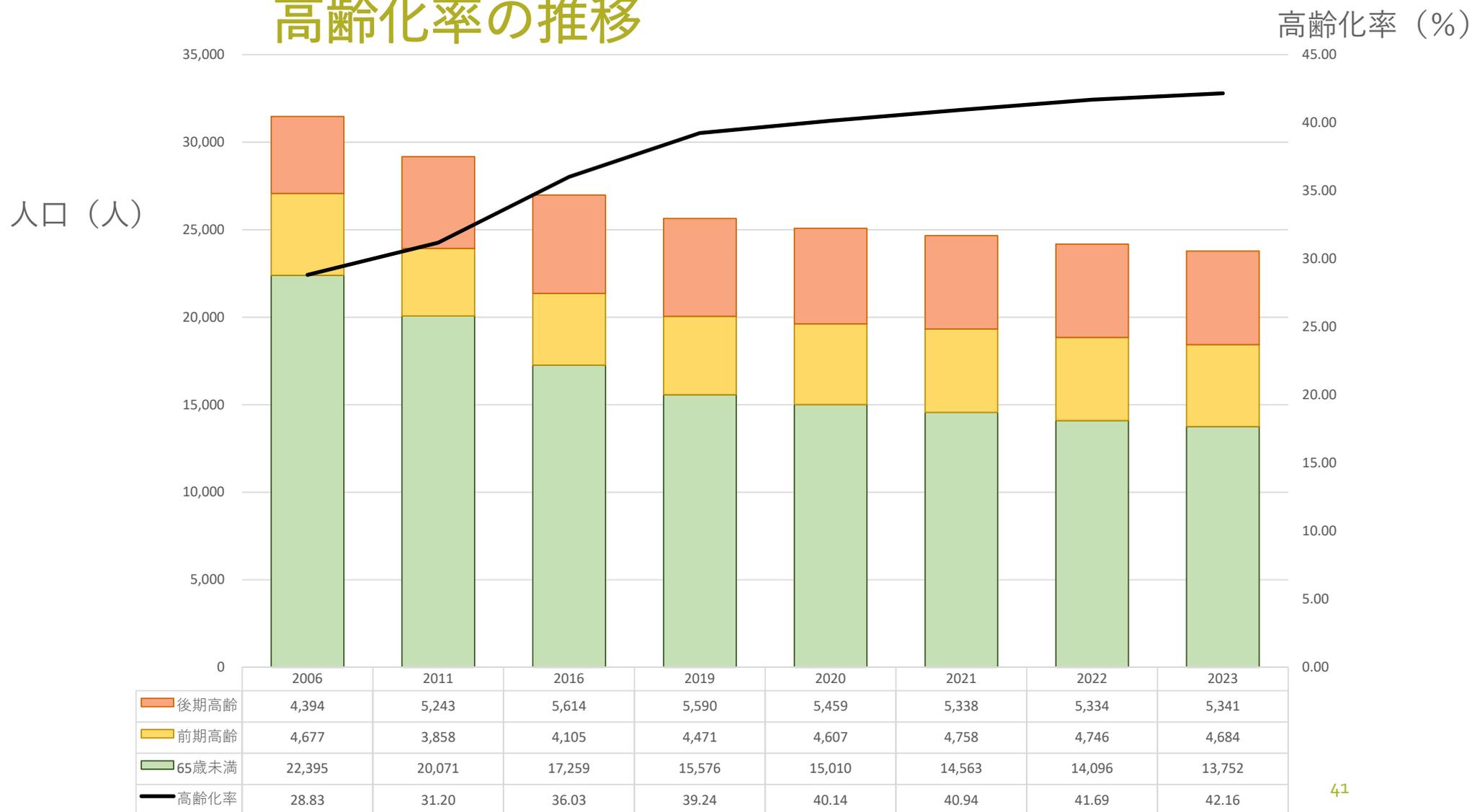


長寿祝い金のイメージ

グラフで見る 八幡平市の高齢者の状況



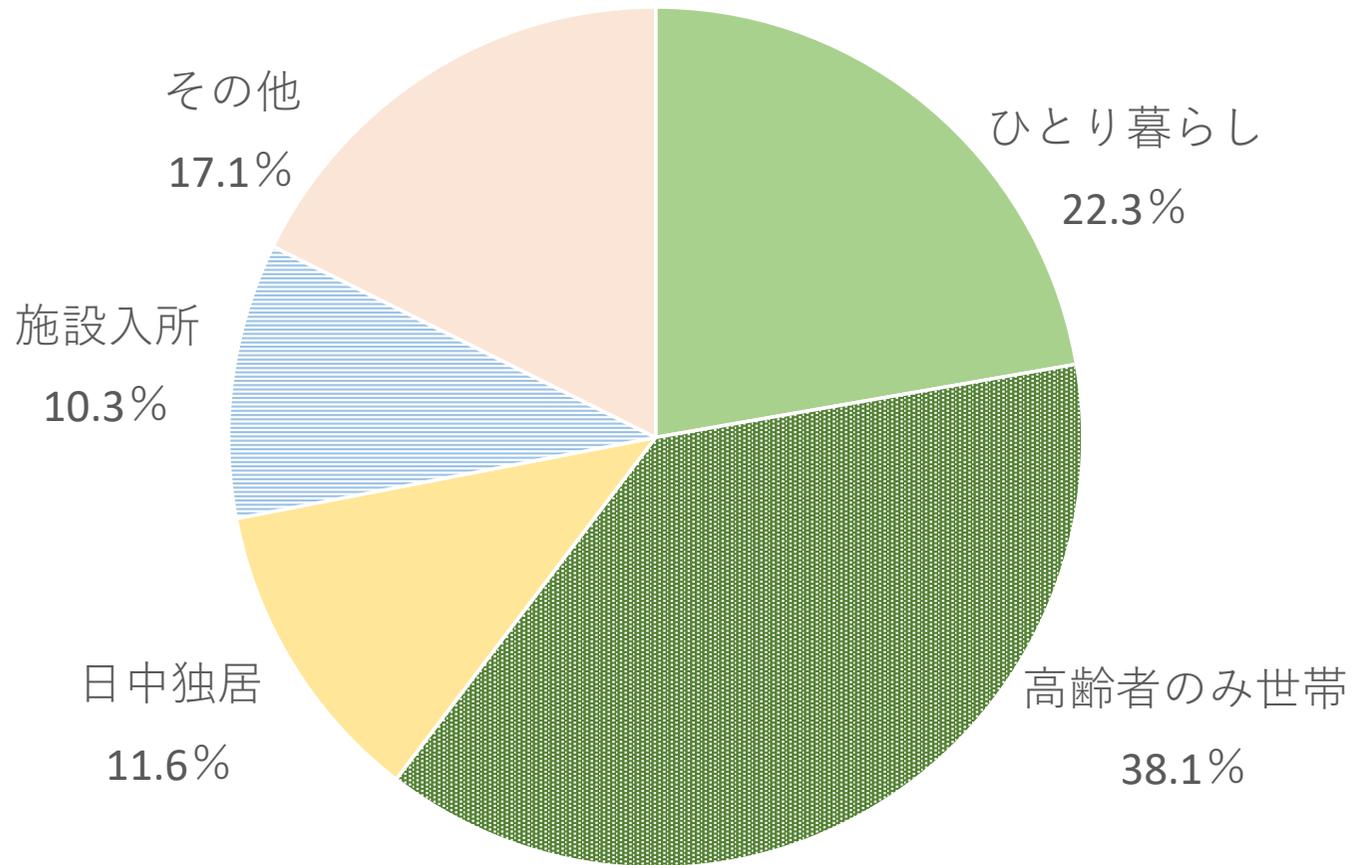
高齢化率の推移



41

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

高齢者の世帯の状況（65歳以上を集計）



民生委員による実態調査結果（令和5年3月末現在）より作成